

平成27年度

入札制度及び運用に関する意見書

平成28年6月2日

松阪市入札等監視委員会

目 次

1. はじめに	2
2. 委員名簿	2
3. 委員会の開催状況及び審議内容	3
4. 審議事案の総評.....	4
5. 災害復旧工事の対応策について（評価）	6
6. 低入札価格調査制度の導入とその評価	7
7. 入札・契約制度の改善に向けた提言・意見	
意見 1 建築一式工事における発注基準の抜本の見直しについて	11
意見 2 年間を通じた工事の早期発注・平準化について.....	12
意見 3 災害復旧工事に向けたインセンティブ発注制度の構築について.....	13
むすびに	13

1. はじめに

当監視委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく第三者機関として平成 19 年度に設置され、毎年、前年度における入札や契約状況などについての監視事項に対する取りまとめとして意見書による提言を行ってきた。今回は 9 回目である。

近年、国の新たな経済対策による堅調な公共事業の増加と共に、民間需要についても受注改善傾向であり、ようやく建設業界を取り巻く環境にも明るい兆しが出てきている。建設業は、急速に機械化が進んでいるものの、依然として「人」に頼らざるを得ない部分が多い「労働集約型産業」であり、建設現場においては、人手不足や資材の高騰による様々な問題も発生し、松阪市（以下「本市」という。）においても入札参加者の減少や入札不調の顕在化など、入札を取り巻く環境に変化が現れてきている。

このような状況下にあっても、公共工事は、税金を原資として社会資本整備を行う以上、適切な予算によって適正な施工を確保しつつ、社会資本整備を効率的に実施する必要がある。

当委員会は、本市における入札・契約手続並びに制度のあり方について、公正性・透明性・競争性と品質確保の観点から審議を重ねてきたので報告する。

2. 委員名簿

氏名	職名等	備考
楠井嘉行	弁護士	委員長
村田裕	名城大学法科大学院教授	副委員長
坂本聡子	司法・行政書士	
坂本昇	税理士	

(敬称略)

3. 委員会の開催状況及び審議内容

平成 27 年度の当委員会で監視対象とした案件数は 494 件（工事 402 件、委託 76 件、不調 16 件）であり、その内、落札率の高かった案件や入札参加者数の少なかった案件など 157 件を抽出し、公正性、公平性、競争性また契約価格の妥当性等において慎重に審議を行い、課題等の整理を行った。

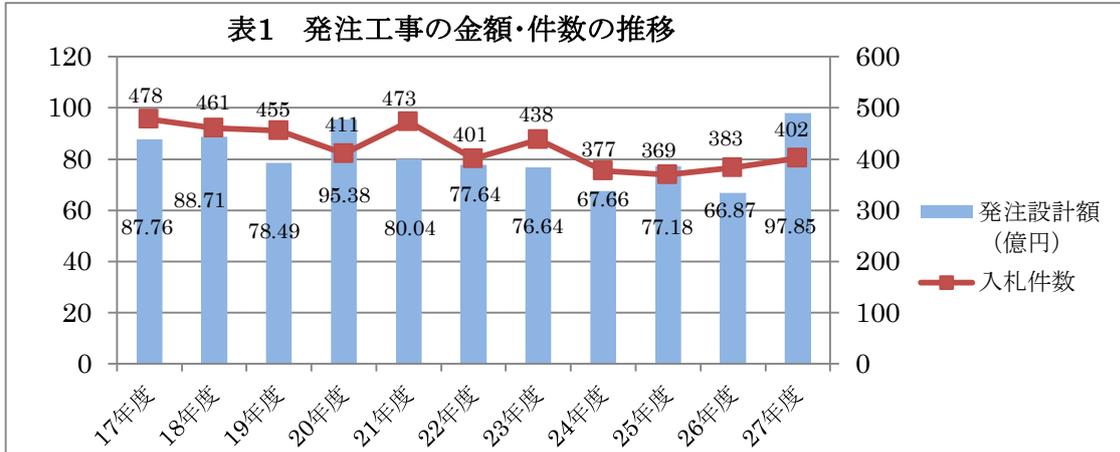
	開催日	審議内容
第1回	平成 27 年 5 月 27 日（水）	平成 26 年度意見具申
第2回	平成 27 年 7 月 29 日（水）	第 1 四半期（4 月～6 月）契約分【監視対象件数：113 件】 ①指名停止措置の運用状況・・・8 件 ②抽出事案の審議・・・21 件 ・松阪市新健康センター新築工事（建築） ・松阪市子ども発達総合支援施設新築工事（建築） ③随意契約意見聴取・・・6 件
第3回	平成 27 年 10 月 29 日（木）	第 2 四半期（7 月～9 月）契約分【監視対象件数：140 件】 ①指名停止措置の運用状況・・・1 件 ②抽出事案の審議・・・38 件 ③随意契約意見聴取・・・4 件
第4回	平成 28 年 1 月 14 日（木）	第 3 四半期（10 月～12 月）契約分【監視対象件数：177 件】 ①指名停止措置の運用状況・・・3 件 ②抽出事案の審議・・・70 件 ・松阪市公共下水道事業大口排水区大口ポンプ場増設工事(建築) ・旧第二清掃工場解体撤去工事 ③随意契約意見聴取・・・3 件
第5回	平成 28 年 3 月 29 日（火）	第 4 四半期（28 年 1 月～3 月）契約分【監視対象件数：64 件】 ① 指名停止措置の運用状況・・・4 件（9 社） ② 抽出事案の審議・・・28 件 ③ 随意契約意見聴取・・・25 件

※各委員会の会議録は松阪市HP「入札の広場」において公開している。

※抽出事案の中から特に重要な事業については、事業名を適示した。

4. 審議事案の総評

(1) 当委員会は、各案件について慎重に審議を行ったが、平成 27 年度は本市にとって 7 年ぶりに設計金額 5 億円を超える大型建築工事の発注が 2 件実施されるなど、最近 10 年間に於いて（平成 23 年度の松阪市ごみ処理基盤施設整備事業を除く）、発注総額約 97.85 億円と最も高額となった。【表 1 参照】



特に年度当初に発注した「松阪市子ども発達総合支援施設新築工事」では、前年の意見書でも指摘したとおり、大手ゼネコンの入札参加が見込めない中、入札参加者は限定的となり、競争性が働かない上、入札不調となる状況が発生した。当該建築工事では、不調後の再入札において、建築一式工事の資格総合点数を「1000 点以上」から「850 点以上」に変更するとともに 1200 点以上の県内業者の入札参加も認めるなど入札参加条件を緩和して、ようやく施工者が決定できるに至った。

子ども発達総合支援施設新築工事における入札参加条件の主な緩和内容		
松阪市子ども発達総合支援施設新築工事（建築） 設計金額：503,000,000 円	4/27 開札 【入札不調】 ① <u>単体参加</u> 市内・準市内・1000 点以上 ② <u>JV 参加</u> 代表・県内 1000 点以上 構成・市内 780 点以上 ③ <u>履行実績</u> 3 億 180 万円以上	6/4 開札 【2 社参加】 ① <u>単体参加</u> 市内・準市内・ 850 点以上 県内・1200 点以上 ② <u>JV 参加</u> 代表・県内 1000 点以上 構成・市内 780 点以上 ③ <u>履行実績</u> 3 億円以上
	→	

さらに、子ども発達総合支援施設新築工事の再入札と同日に開札予定であった「松阪市新健康センター新築工事」においても、建設業者の監理技術者不足などの状況は「松阪市子ども発達総合支援施設新築工事」と同様と判断された。そのような中で、既に入札及び契約審査会で承認された入札参加条件を入札前に見直すなど、入札の不調・不落を極力回避し、円滑かつ競争性が担保された入札を実施された。

新健康センター新築工事における入札参加条件の主な変更内容		
松阪市新健康センター新築 工事（建築） 設計金額：763,000,000 円	4/21 入札及び契約審査会 ①単体参加 市内・準市内・・・1000 点以上 ②JV 参加 代表・・・県内 1000 点以上 構成・・・市内 780 点以上 ③履行実績 4 億 9440 万円以上	6/4 開札 【4 社参加】 単体参加 市内・準市内・・・ 850 点以上 ②JV 参加 代表・・・県内 1000 点以上 構成・・・市内 780 点以上 ③履行実績 3 億円以上
	→	

入札結果は、次のとおり厳正かつ適正に執行されるとともに、事業着手に遅れが生ずることもなく執行された。

2つの建築工事の入札結果
<p>○松阪市子ども発達総合支援施設新築工事（建築） 【再入札】</p> <p>入札参加者数：2 社（1 JV 含む）</p> <p>設計金額：503,000,000 円</p> <p>契約金額：495,720,000 円</p> <p>落札率：91.25%</p> <p>○松阪市新健康センター新築工事（建築）</p> <p>入札参加者数：4 社（1 JV 含む）</p> <p>設計金額：763,000,000 円</p> <p>契約金額：695,460,600 円</p> <p>落札率：84.39%</p>

これまで、本市が発注する工事で入札不調・不落を生じていたのは、その多くが「小規模」な「災害復旧工事」であり、建設業者へのヒアリングなどを通じて、その原因を特定し、対策を講じてきた。しかし、大型建築工事の発注は、近年なかったことから、このような事態が表面化しなかつただけであったが、平成 27 年度は、当委員会が意見書で指摘してきた問題点が顕在化したものとなった。

東日本大震災以降、東北地方だけでなく全国的にも労務費や建設資材の高騰、配置予定技術者の不足などから、入札不調や不落が頻発している状況であり、国土交通省の通達により、公共工事設計労務単価を機動的に見直し、最新の施工実態を踏まえた積算基準に改めるといった対策が講じられてきた。それらの効果もあって、都道府県の発注案件での不調発生率を国交省が集計したところ、平成 25 年度の 7.6%から 26 年度は 6.8%に低下した。平成 27 年度も上半期は 4.0%であり、前年の同時期の 5.9%を下回った。

不調・不落の発生は全国的に落ち着いてきたといわれるが、本市では、今後、大型建築工事の発注が予定される所であり、全国的な建築工事の入札状況もさらに注視していく必要がある。

(2) また、前年度に引き続き、台風災害に伴う復旧工事も数多く発注されたが、事前に入札参加条件の緩和や繰越手続きによる適正工期を確保するなど、入札不調対策を講じた結果、不調件数を大幅に減少すると同時に、円滑な竣工に努められたことは、その改善効果が評価できる所である。

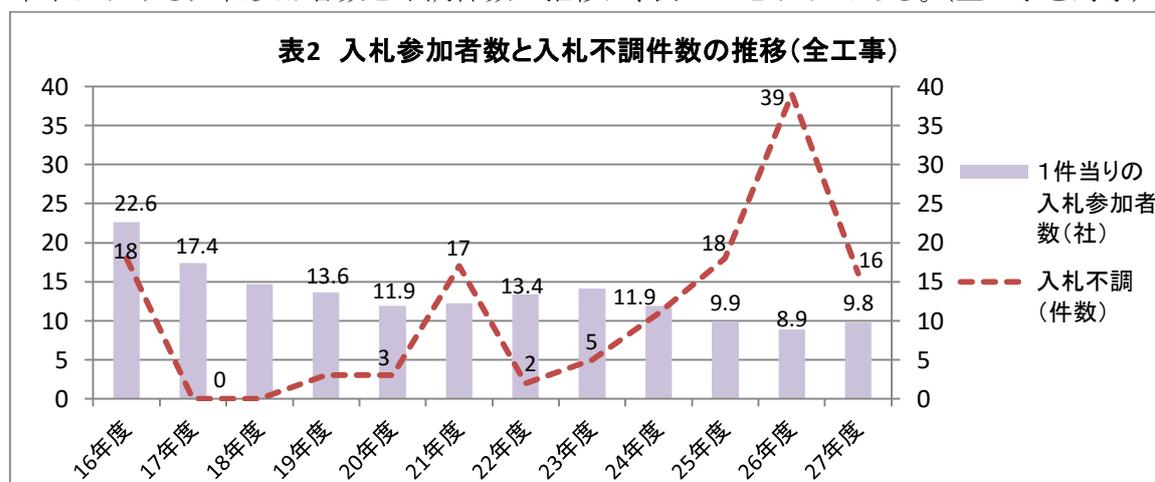
(3) 次に、本格実施された「低入札価格調査制度」に係る入札案件が 21 件（前年度に 3 件）実施されているが、特に土木一式工事では予定価格算出に伴うくじに左右されず、企業努力が反映できる範囲で競争性が発揮されており、大きく評価できると考える。

(4) さらに、随意契約に関しても契約金額が 1 千万円以上の 38 案件を対象に地方自治法上の規定に基づく随意契約の妥当性等について審議を行った。随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外であることを認識し、概ね地方自治法施行令に定められた随意契約の条項に基づく整理が行われている。今後も継続して契約における設計積算及び見積額を精査し、契約価格の妥当性の確保に努められたい。

5. 災害復旧工事への対応策について（評価）

27 年度も前年度に引き続き台風災害による災害復旧工事の発注が多発した。これら災害復旧工事については、一般的に現場条件が悪く、小額な工事が大半であり、また通年の工事発注も集中する 12 月から 1 月頃までの入札が多くなり、仮に落札したとしても、工期が年度末までと短いことや技術者・資機材の不足から手持ち工事量が増やせない状況などを要因として、入札不調となるケースが本市だけでなく全国的にも問題となっている。

本市における入札参加者数と不調件数の推移は、表 2 のとおりである。（全工事を対象）



そうした状況を踏まえ、平成 27 年度は、前年度に入札不調後の再入札で実施された改善策に基づき、入札執行された。改善策は次のとおりである。

- ① 繰越明許費を活用し、工期を延長する。
- ② 手持ち工事制限の対象外とする。
- ③ 現場代理人の兼務を可能にする。
- ④ 入札参加資格点数を発注基準に定める下限点以上とする。

その結果、災害復旧工事の入札不調は、上位等級業者の参入などで平成 26 年度の 29 件から平成 27 年度は 4 件と大幅に減少するとともに、困難な現場施工条件にかかわらず無事に工事を完成させることができた。

災害復旧工事の入札状況の推移		
	平成 26 年度	平成 27 年度
発注総数（再入札含む）	60 件	51 件
不調件数	29 件	4 件
工事成績点（平均）	80.35 点	79.4 点

災害復旧工事の着手が遅れることは、市民生活への影響も懸念されるところであり、入札の不調・不落を極力回避し、円滑かつ競争性が担保された入札を実施された点は、大いに評価できる。特に、公共工事の入札契約を厳正かつ適正に執行するため、これまでの入札結果を経験則として、柔軟な制度の運用を図ったことは、十分評価できるものとする。

6. 低入札価格調査制度の導入とその評価

低入札価格調査制度は、最低制限価格をわずかでも下回る入札を一律に失格とし、場合によっては高値応札者との契約を余儀なくする入札手続きの不合理性を補完する制度として、当委員会からの意見を受け、平成 26 年 11 月から設計金額 1 億円以上の案件を対象に試行導入してきたものである。なお、制度設計にあたっては、できる限り入札者、発注者双方の負担を軽減することや、工事目的物の品質を確保する観点から、ダンピング受注を排除するため「低入札調査基準」等の判定指標を策定するなど、むやみに低入札を推奨しているものではない。

平成 28 年 3 月末までの試行状況は表 3 のとおりである。

表 3 低入札価格調査制度の試行状況（平成 26 年 11 月～平成 28 年 3 月）				
工種	総発注件数	低入札契約分	工種別落札率(平均)	工種別入札参加者(平均)
土木一式工事	10 件	8 件	79.22%	14.3 者
水道本管工事	6 件	6 件	78.14%	14.8 者
建築一式工事	4 件	0 件	90.10%	3.3 者
管工事	2 件	1 件	90.64%	3.0 者
電気工事	2 件	0 件	91.89%	3.0 者
総計	24 件	15 件	82.42%	10.2 者

また、低入札での契約における工事成績は、表4のとおりである。

工種	低入札契約分		通常契約分	
	竣工件数	工事成績(平均)	竣工件数	工事成績(平均)
土木一式工事	5件	87.0点	151件	80.1点
水道本管工事	4件	86.7点	19件	81.1点
建築一式工事	0件	—	32件	75.4点
電気工事	0件	—	9件	79.6点
管工事	0件	—	23件	75.1点
計	9件	86.88点	311件	78.79点

試行した案件24件中、最終的に調査基準価格を下回る価格（以下「低入札」という。）で契約となった案件は15件で、工種別では土木一式工事が最も多く8件、続いて水道本管工事の6件である。なお、建築一式工事では低入札での応札はなかった。

次に低入札型の平均落札率は、土木一式、水道本管などの「土木工事」で80%を若干下回った。なお、当該制度における平均落札率は82.42%で、入札参加者平均数は10.2者であった。

また、工事成績を見ても、通常契約分の工事成績と遜色はなく、逆に土木一式工事や水道本管工事では、工事成績平均点が通常契約分を大きく上回る結果になった。中には90点を超える優良施工成績の工事も2件見られた。このことについては、1億円を超える施工企業として、低入札の契約となった場合でも、責任を持った施工監理が果たされたものと認められる。しかし、建築一式工事では、入札参加者の減少傾向など、低入札価格調査制度の導入検証を行うまでには現段階で至っておらず、入札参加条件の見直しなどの対策を並行して講じていくことが求められる。

したがって、土木一式工事などでは、工事成績を鑑みても、適正に業者の企業努力が報われる結果になっていると思料するところであり、現制度（設計金額1億円以上の工事を対象）を次年度以降も継続していくことに特段の問題はないと考える。

しかし、従来の最低制限価格以下での契約となることもあることから、恒常的になると必ずしも安心できる状況とはいえない。契約金額が高ければ必ずしも、品質が確保された工事目的物として安心できるということでもないが「安かろう悪かろうの工事」は、制度導入の上で本末転倒であり、今後も継続して、厳格な施工状況の監視に努められたい。

低入札価格調査制度の試行状況（詳細）

事業名	契約	検査評価点	設計額	参加数	請負契約額	落札率
土木一式工事						
松阪市公共下水道事業大口排水区大口ポンプ場増設工事（流入渠・放流渠）	低入札型契約	89	199,027,800	10	158,220,000	79.50%
平成 26 年度松阪市総合運動公園建設工事（その 2）	低入札型契約	88	114,672,240	16	89,391,600	77.95%
林道木屋谷線（1 号箇所・2 号箇所）災害復旧工事	低入札型契約	81	148,927,680	11	117,072,000	78.61%
松阪市公共下水道事業松阪第 2 処理分区 860 号外污水管渠工事	低入札型契約	施工中	146,463,120	14	113,506,920	77.50%
松阪市公共下水道事業大口排水区大口ポンプ場増設工事（吐口工）	通常契約	施工中	128,580,480	11	115,560,000	89.87%
松阪市公共下水道事業三雲第 1-2 処理分区 533 号外污水管渠工事	低入札型契約	91 優良工事	146,606,760	17	111,127,680	75.80%
松阪市公共下水道事業三雲第 1-2 処理分区 531 号外污水管渠工事	低入札型契約	86	112,444,200	17	87,048,000	77.41%
松阪市公共下水道事業松阪第 3 処理分区 792 号外污水管渠工事	低入札型契約	施工中	148,507,560	14	112,849,200	75.99%
松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区松阪 1-3 号污水幹線外污水管渠工事	低入札型契約	施工中	111,990,600	14	85,673,160	76.50%
第 27-101 号山見配水池改築工事	通常契約	施工中	238,087,080	4	200,349,720	84.15%
水道本管工事						
松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区に伴う配水管布設替工事（その 1）	低入札型契約	施工中	106,350,840	18	83,250,720	78.28%
松阪市公共下水道事業松阪第 3 処理分区に伴う配水管布設替工事（その 3）	低入札型契約	91 優良工事	113,968,080	17	88,803,000	77.92%
松阪市公共下水道事業松阪第 2 処理分区に伴う配水管布設替工事（その 1）	低入札型契約	施工中	111,984,120	13	87,339,600	77.99%
第 27-2 号五十鈴町外配水管布設替工事	低入札型契約	80	120,684,600	13	93,289,320	77.30%
富永地内（第 1 工区）配水管布設替工事	低入札型契約	88	117,955,440	12	91,414,440	77.50%
第 27-5 号八太町外配水管布設工事	低入札型契約	88	117,664,920	14	90,471,600	76.89%

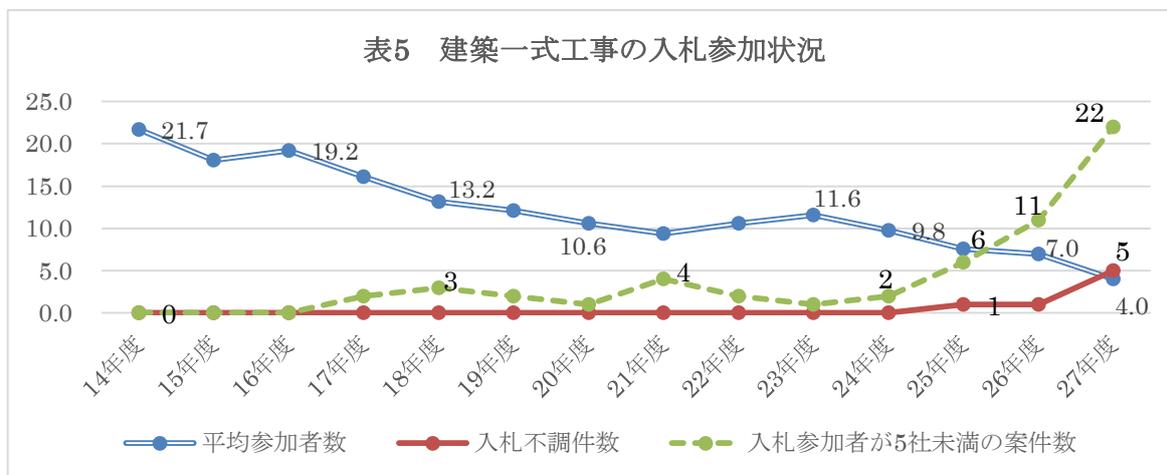
建築一式工事						
松阪市民病院厨房改修工事	通常 契約	87	302,400,000	2	272,160,000	90.00%
松阪市新健康センター新築工事（建築）	通常 契約	施工中	824,040,000	4	695,460,600	84.40%
松阪市子ども発達総合支援施設新築工事（建築）【再入札】	通常 契約	82	543,240,000	2	495,720,000	91.25%
松阪市公共下水道事業大口排水区大口ポンプ場増設工事（建築・機械・電気）【再入札】	通常 契約	施工中	224,640,000	5	206,280,000	91.83%
管工事						
松阪市新健康センター新築工事（機械設備）	低入札型 契約	施工中	177,120,000	3	144,504,000	81.59%
松阪市子ども発達総合支援施設新築工事（機械設備）	通常 契約	88	132,840,000	2	131,506,200	99.00%
電気工事						
松阪市新健康センター新築工事（電気設備）	通常 契約	施工中	168,480,000	3	142,668,000	84.68%
松阪市子ども発達総合支援施設新築工事（電気設備）	通常 契約	80	103,788,000	3	101,520,000	97.81%
総計		86.07		10.21		82.42%

7. 入札・契約制度の改善に向けた提言・意見

意見1 建築一式工事における発注基準の抜本的見直しについて

大型建築工事の入札不調は東日本大震災の発生以降、県内でも目立ち始めた。今後全国的には、公共工事が緩やかに減少する見通しとなっているが、大手ゼネコンの入札参加は、民間需要も好調であり、地方の公共工事に中々見込めないのも現状である。特に本市への入札参加条件では、市内業者とのJV結成が必須要件とされているため、企業の利益率は抑えられ、入札参加が実質的に制限されるものになっている。

本市の建築一式工事全般における入札参加者数の推移は、表5のとおりであり、平成14年度に21.7者であったものが、平成27年度は4者と大幅に減少している。



JV制度の本来の目的は、大規模工事におけるリスクを分散したり、各社が得意な技術を持ち寄ってより良い工事を行ったり、資本力の増大を目指すものである。しかし、本市を含め、地方自治体の発注では、「地元中小企業の育成」および「地元中小企業の受注機会の確保」を主な目的として、市内業者との結成を条件に活用されることが多いのも現実である。確かに、市内業者の育成は地方自治体として重要なことではあるが、逆に大手ゼネコンの参加が見込みにくくなり、工事能力に優れる企業に発注されない可能性も高くなってしまう。

「4. 審議事案の総評」でも触れたが、本市が平成27年度に実施した大型建築工事の入札で明らかになったように、市内業者単体での入札参加者がごく少数となり、限定的となった場合には、競争性の確保どころか入札不調も現実的な問題となり、工事の着手遅延につながってしまうこととなる。これまで、本市の大型建築工事では、大手ゼネコンと市内業者がJVを結成することで本来の競争入札方式を維持できてきたことは、疑いのないところであるが、平成27年度には、「松阪市子ども発達総合支援施設新築工事」と「松阪市新健康センター新築工事」の入札状況をはじめ、設計額が2億円超えとなる「松阪市公共下水道事業大口排水区大口ポンプ場増設工事」が入札参加者なしの不調となり、解体工事ではあるが設計額が約4.2億円の「旧第二清掃工場解体撤去工事」は、1社入札の結果となっている。

こうした厳しい現状の中、再入札では市内業者等の入札参加資格点数やJV結成要件並びに

履行実績要件などの入札参加条件を緩和し、何とか事業の遅延を回避することに至っている。さらには、少額の建築工事においても本市の入札参加者の減少傾向は顕著であり、特に繁忙期となる年度後半の工事では、5社未満となる入札が大半となっているのが現状である。

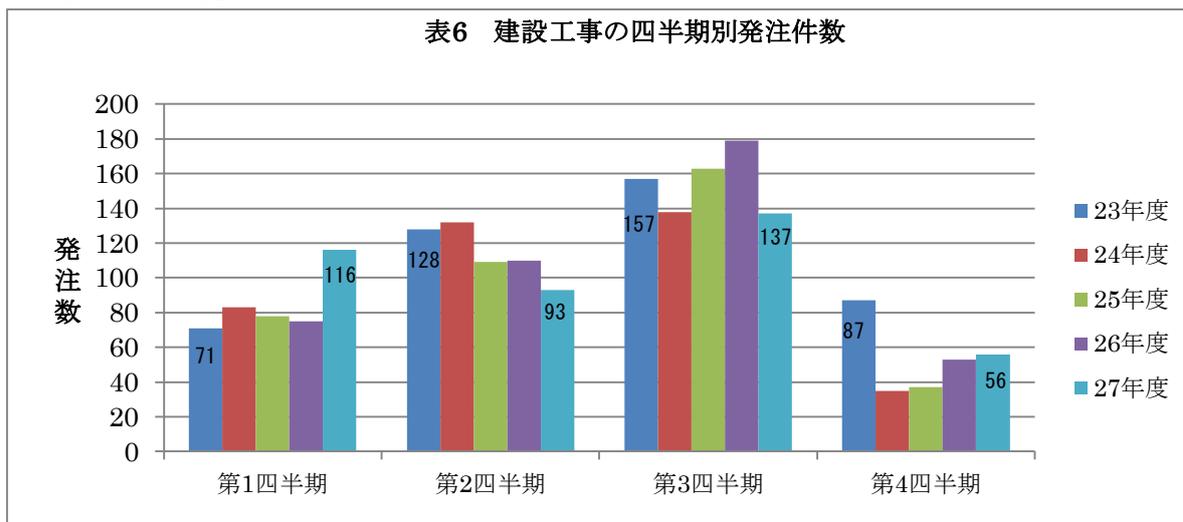
現在の発注基準は、平成14年度から抜本的な見直しは行われておらず、市内の入札参加資格を満たす登録業者数の減少などを考慮する中で、現状に見合った発注基準に改正していくことは、喫緊の課題であり、発注者の責務として極めて重要な対応が求められるものとする。

当委員会として、入札業務に適正な競争と透明な手続がどう確保されるべきかという立場から、平成27年度に実施した入札参加条件の見直しを経験則とし、JV結成要件に限らず、技術力の適正な評価とともに発注基準の抜本的改正が実施されることを提言する。

意見2 年間を通じた工事の早期発注・平準化について

昨年改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、計画的な発注と適切な工期設定に努めることが、発注者の責務として新たに定められた。特に発注者は債務負担行為の積極的な活用などにより発注・施工時期等の平準化に努めることとされた。

平成27年度の発注時期を見てみると、4月から6月の第1四半期に116件(発注率29%、前年比11%増)、7月から9月の第2四半期に93件(発注率22%、前年比4%減)、10月から12月の第3四半期に137件(発注率34%、前年比7%減)、平成27年1月から3月の第4四半期は56件(発注率13%、前年比と同)となっている。過去5年間の発注率と比べ、第2・第3四半期に、全体工事量の約57%(前年は約70%)と改善されているが、この要因としては、災害復旧工事等の入札不調に伴う再入札が激減できた効果とも考えられる【表6参照】。



前年の意見書でも述べたところであるが、技術者不足が指摘されるものの「一時期に工事発注が集中する形態を変えれば相当程度は対応することはできる。」という意見も業界側にあり、これまで以上に、具体的な発注目標(例えば当初予算の事業費のうち第1四半

期で30%以上の発注率)を定めるなど、継続して取り組んでいくことが必要である。

特に閑散期と言われてきた第1四半期までの発注については、早期の取組が必要となり、その意味では、工期が12か月未満で終わるような工事(道路維持工事など)にも債務負担行為や繰越制度の柔軟な活用により、工事量を増やすことも考える必要がある。また、年度当初に公表される「工事の発注見通し」でも、事業者が入札に参加しやすくなるよう、公表内容の詳細化など情報提供のさらなる工夫を図っていくべきである。

意見3 災害復旧工事に向けたインセンティブ発注制度の構築について

災害復旧工事の発注については、災害査定の時期があらかじめ定まっておき、また農地関連の工事が多く、農業の耕作期や気候条件などから施工時期に制約を受けることもあり、工事の集中時期を避けることは非常に難しくなっている。

そこで、災害復旧工事への入札参加意欲が向上する仕組みとして、優良施工業者や災害協力業者等を入札参加において優遇したインセンティブ発注制度の試行導入を検討することを提言したい。例えば、通年に発注する土木一式工事の中から技術的難易度が高くない工事の一部について、過去3年間に台風等の災害復旧工事の受注実績がある者やその他災害時等において積極的な貢献があったと認められる者を入札参加条件の一つとして設定してはどうか。これは、総合評価方式の特別簡易型の検討ともいえる。

当然ながら、入札参加者が限定的となり競争性が働かない場合は、優良工事表彰対象者等(例えば工事成績が平均点以上の業者)も入札参加要件に加えるなど競争性も考慮していくことが大切であり、インセンティブ制度が適切に機能し、品質確保や市内業者育成につながっているかを試行結果から常に検証していくことが重要である。

むすびに

本市における入札制度改革は、旧松阪市における平成14年度の指名競争入札から一般競争入札への全面移行を起点に、社会情勢の変遷や地域経済の動向を見据えながら、契約に求められる公平性、公正性、透明性、競争性の確保を基本原則とし、市民に対する説明責任を果たしながら、より適正な契約業務を遂行するべく努力が重ねられてきた。

公共工事は、税金を使い経済活動や市民生活の基盤となる社会資本整備を行うものであり、その入札及び契約に関して市民から疑惑を招かれることのないようにするとともに、適正な施工を確保し、良質な社会資本の整備が効率的に行われることが求められている。

今後も、より適正な入札及び契約業務の制度確立を目指す上で、国や三重県の制度方針に沿うだけでなく、本市としての課題を明確にし、本市独自の柔軟性のある制度構築に向け、この意見書が役立てられることを期待したい。